

## 報酬を支給する者の届出

令和6年9月29日に行われる黒潮町長選挙において、公職選挙法第197条の2第2項の規定により報酬を支給する者を次のとおり届け出ます。

令和 6 年 9 月 24 日

候補者氏名 黒潮 太郎

黒潮町選挙管理委員会委員長 川村 稔 様

No.	氏名	住所	年齢	性別	使用する者の別	使用する期間	備考
1	大東 亘	黒潮町〇〇111番地	42	男	事務員	令和6年9月24日から 令和6年9月28日まで	
2	南沢 祥子	黒潮町〇〇222番地	53	女	事務員	令和6年9月24日から 令和6年9月28日まで	
3	大西 英樹	黒潮町〇〇333番地	62	男	事務員	令和6年9月24日から 令和6年9月28日まで	
4	北沢 明音	黒潮町〇〇444番地	36	女	事務員	令和6年9月24日から 令和6年9月28日まで	
5	白石 隼人	黒潮町〇〇555番地	37	男	車上運動員	令和6年9月24日から 令和6年9月28日まで	
6	松田 初美	黒潮町〇〇666番地	48	女	車上運動員	令和6年9月24日から 令和6年9月28日まで	
7	中井 義人	黒潮町〇〇777番地	57	男	車上運動員	令和6年9月24日から 令和6年9月28日まで	
8	1日の員数は7人まで		選挙活動は28日まで			令和6年9月 日から 令和6年9月 日まで	
9						令和6年9月 日から 令和6年9月 日まで	
10						令和6年9月 日から 令和6年9月 日まで	

- 備考 1 「使用する者の別」の欄には、選挙運動のために使用する事務員にあつては「事務員」と、専ら公職選挙法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者にあつては「車上運動員」と記載するものとする。
- 2 既に届け出た者につき、その者に係る使用する期間中、その者に代えて異なる者を届け出る場合においては、その旨を備考欄に記載するものとする。